官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七八）　一
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産三六）　二
〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院五）　二
〔法規的告示〕
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録運搬方法確認機関に係る登録事項を変更する件（国土交通七八一）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一一）　四
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産一一七八）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七八二）　四
○直轄砂防工事を施行する件（同七八三）　四
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁六）　五
〔国会事項〕
人事院規則八―一二（職員の任免）第十八条第一項第四号の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第十三号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二〇）　五
〔人事異動〕
内閣　五
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　五
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　五
法　務
公証人任免（法務省）　五
通　運
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七六）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局の役員の任命関係　六
会社その他
会社その他　七

省令

○総務省令第七十八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月四日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～209　略］ 210　法別表第一の八十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十二条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二　略］ 三　情報処理の促進に関する法律第十五条第一項（同法第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［四・五　略］ ［211～259　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～209　同上］ 210　法別表第一の八十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二　同上］ 三　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［四・五　同上］ ［211～259　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十六号

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八十八条第二項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（動物医薬品検査所の位置） **第百二十九条**　動物医薬品検査所は、茨城県に置く。	（動物医薬品検査所の位置） **第百二十九条**　動物医薬品検査所は、東京都に置く。

附　則

この省令は、令和七年九月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第五号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月四日

会計検査院長　原田　祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人情報処理推進機構の項を次のように改める。

独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十六条第一項	同法第五十一条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）第八条第一項本文

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第七百八十一号

次に掲げる登録運搬方法確認機関から放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の二十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定による登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号の規定に基づき公示する。

令和七年八月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録年月日　平成十七年九月十二日

二　登録番号　登録運搬方法確認機関第一号

三　登録運搬方法確認機関の氏名又は名称　公益財団法人原子力安全技術センター

四　登録運搬方法確認機関の住所　東京都品川区東大井二丁目一三番八号

五　運搬方法確認業務の内容　放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項に定める運搬方法確認に関する業務

六　運搬方法確認業務を行う事業所の名称　公益財団法人原子力安全技術センター

七　運搬方法確認業務を行う事業所の所在地　東京都品川区東大井二丁目一三番八号

八　運搬方法確認業務の開始の日　平成十七年九月十六日

九　登録事項の変更の日　令和七年七月二十二日

その他告示

○法務省告示第百十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年八月四日

法務大臣　鈴木　馨祐

横浜地方法務局所属

秋元　豊

○農林水産省告示第千百七十八号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

令和七年八月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
一～四　（略）		一～四　（略）	
五　冬春きゅうり		五　冬春きゅうり	
野菜指定産地名	区域	野菜指定産地名	区域
（略）	（略）	（略）	（略）
佐城杵藤	佐賀県佐賀市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市及び杵島郡	佐城	佐賀県佐賀市及び小城市
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	杵藤	佐賀県武雄市、鹿島市、嬉野市及び杵島郡
（略）	（略）	（略）	（略）

六～十一　（略）

十二　冬春トマト

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
今治	愛媛県今治市
（略）	（略）

十三～二十六　（略）

二十七　春ブロッコリー

野菜指定産地名	区域
福島南部	福島県白河市、須賀川市、岩瀬郡天栄村、西白河郡並びに石川郡石川町及び浅川町
大里	埼玉県熊谷市及び深谷市
児玉	埼玉県本庄市及び児玉郡
鳥取西部	鳥取県米子市及び西伯郡
鳥取中部	鳥取県倉吉市及び東伯郡琴浦町
幡多	高知県宿毛市、土佐清水市、四万十市並びに幡多郡大月町及び三原村
八代	熊本県八代市及び八代郡

二十八　夏秋ブロッコリー

野菜指定産地名	区域
つがるにしきた	青森県五所川原市のうち旧金木町の区域、つがる市及び北津軽郡中泊町

六～十一　（略）

十二　冬春トマト

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
東予	愛媛県今治市、新居浜市及び四国中央市
（略）	（略）

十三～二十六　（略）

（新設）

福島南部	福島県白河市、須賀川市、岩瀬郡天栄村、西白河郡並びに石川郡石川町、平田村及び浅川町
松本	長野県松本市、塩尻市並びに東筑摩郡山形村、朝日村及び筑北村
上小	長野県上田市、東御市及び小県郡
諏訪	長野県諏訪市、茅野市並びに諏訪郡富士見町及び原村
北佐久	長野県小諸市、佐久市、南佐久郡佐久穂町並びに北佐久郡軽井沢町及び御代田町
上伊那	長野県伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
南佐久	長野県南佐久郡小海町、川上村、南牧村及び南相木村
鳥取西部	鳥取県米子市、西伯郡並びに日野郡日南町及び日野町
鳥取中部	鳥取県倉吉市及び東伯郡琴浦町

二十九　冬ブロッコリー

（新設）

野菜指定産地名	区域
中勢	三重県津市及び松阪市
鳥取西部	鳥取県米子市、西伯郡並びに日野郡日南町及び日野町
鳥取中部	鳥取県倉吉市並びに東伯郡琴浦町及び北栄町
八代	熊本県八代市及び八代郡

三十～三十三　（略）

二十七～三十　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、表五及び表十二の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梅花皮沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山形県西置賜郡小国町大字小玉川字飯豊山の区域内の土地のうち、次の一点から五十点までを順次結んだ線及び一点と五十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第千六百八十八号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	37°54′34.3942″	139°40′37.4544″
2	37°54′33.5373″	139°40′37.7813″
3	37°54′32.7025″	139°40′38.3187″
4	37°54′32.7961″	139°40′38.6616″
5	37°54′32.6331″	139°40′38.7829″
6	37°54′31.9173″	139°40′39.0013″
7	37°54′31.2790″	139°40′38.9971″
8	37°54′30.9116″	139°40′39.4362″
9	37°54′30.4349″	139°40′39.5824″
10	37°54′29.8895″	139°40′39.3839″
11	37°54′29.0654″	139°40′39.1711″
12	37°54′28.5316″	139°40′38.7652″
13	37°54′27.3289″	139°40′38.9886″
14	37°54′26.9881″	139°40′38.5010″
15	37°54′26.3188″	139°40′38.1083″
16	37°54′25.7356″	139°40′37.6290″
17	37°54′24.9554″	139°40′36.9531″
18	37°54′24.4299″	139°40′36.0085″
19	37°54′23.8047″	139°40′34.5342″
20	37°54′23.6513″	139°40′32.9742″
21	37°54′23.3398″	139°40′32.2314″
22	37°54′22.9930″	139°40′31.1727″
23	37°54′22.9704″	139°40′30.1317″
24	37°54′22.4709″	139°40′28.9268″
25	37°54′22.2162″	139°40′28.1744″
26	37°54′22.3511″	139°40′27.0686″
27	37°54′22.5635″	139°40′25.3552″
28	37°54′22.6386″	139°40′24.5476″
29	37°54′22.9533″	139°40′22.9453″
30	37°54′23.9215″	139°40′23.1997″
31	37°54′23.7934″	139°40′24.1542″
32	37°54′23.6767″	139°40′25.7661″
33	37°54′23.7695″	139°40′27.3358″
34	37°54′24.1336″	139°40′28.2528″
35	37°54′24.5077″	139°40′29.0649″
36	37°54′24.9884″	139°40′29.9603″
37	37°54′25.4058″	139°40′31.1370″
38	37°54′25.5524″	139°40′31.9851″
39	37°54′26.5549″	139°40′33.0152″
40	37°54′27.1373″	139°40′33.5546″
41	37°54′27.5862″	139°40′33.6072″
42	37°54′28.6174″	139°40′34.0194″
43	37°54′29.1620″	139°40′34.2726″
44	37°54′29.6681″	139°40′34.0959″
45	37°54′30.0315″	139°40′34.5757″
46	37°54′31.2374″	139°40′34.8225″
47	37°54′32.1761″	139°40′35.3441″
48	37°54′32.8054″	139°40′35.2467″
49	37°54′33.4671″	139°40′35.0580″
50	37°54′34.1479″	139°40′35.0190″

○国土交通省告示第七百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　梅花皮沢

山形県西置賜郡小国町大字小玉川字飯豊山の区域内の土地のうち、次の一点から五十点までを順次結んだ線及び一点と五十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第千六百八十八号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	37°54′34.3942″	139°40′37.4544″
2	37°54′33.5373″	139°40′37.7813″
3	37°54′32.7025″	139°40′38.3187″
4	37°54′32.7961″	139°40′38.6616″
5	37°54′32.6331″	139°40′38.7829″
6	37°54′31.9173″	139°40′39.0013″
7	37°54′31.2790″	139°40′38.9971″
8	37°54′30.9116″	139°40′39.4362″
9	37°54′30.4349″	139°40′39.5824″
10	37°54′29.8895″	139°40′39.3839″
11	37°54′29.0654″	139°40′39.1711″
12	37°54′28.5316″	139°40′38.7652″
13	37°54′27.3289″	139°40′38.9886″
14	37°54′26.9881″	139°40′38.5010″
15	37°54′26.3188″	139°40′38.1083″
16	37°54′25.7356″	139°40′37.6290″
17	37°54′24.9554″	139°40′36.9531″
18	37°54′24.4299″	139°40′36.0085″
19	37°54′23.8047″	139°40′34.5342″
20	37°54′23.6513″	139°40′32.9742″
21	37°54′23.3398″	139°40′32.2314″
22	37°54′22.9930″	139°40′31.1727″
23	37°54′22.9704″	139°40′30.1317″
24	37°54′22.4709″	139°40′28.9268″
25	37°54′22.2162″	139°40′28.1744″
26	37°54′22.3511″	139°40′27.0686″
27	37°54′22.5635″	139°40′25.3552″
28	37°54′22.6386″	139°40′24.5476″
29	37°54′22.9533″	139°40′22.9453″
30	37°54′23.9215″	139°40′23.1997″
31	37°54′23.7934″	139°40′24.1542″
32	37°54′23.6767″	139°40′25.7661″
33	37°54′23.7695″	139°40′27.3358″
34	37°54′24.1336″	139°40′28.2528″
35	37°54′24.5077″	139°40′29.0649″
36	37°54′24.9884″	139°40′29.9603″
37	37°54′25.4058″	139°40′31.1370″
38	37°54′25.5524″	139°40′31.9851″
39	37°54′26.5549″	139°40′33.0152″
40	37°54′27.1373″	139°40′33.5546″
41	37°54′27.5862″	139°40′33.6072″
42	37°54′28.6174″	139°40′34.0194″
43	37°54′29.1620″	139°40′34.2726″
44	37°54′29.6681″	139°40′34.0959″

45	37°54′30.0315″	139°40′34.5757″
46	37°54′31.2374″	139°40′34.8225″
47	37°54′32.1761″	139°40′35.3441″
48	37°54′32.8054″	139°40′35.2467″
49	37°54′33.4671″	139°40′35.0580″
50	37°54′34.1479″	139°40′35.0190″

○観光庁告示第六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、名鉄観光バス株式会社（登録研修機関第二十七号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月四日

観光庁長官　村田　茂樹

一　住所の変更

変更前	荻本　正人
変更後	金森　隆浩

二　変更の年月日　令和七年六月十九日

国会事項

衆議院

議事日程

八月一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和七年八月一日（金曜日）

午後一時開議

第一　議席の指定

第二　会期の件

辞令

（第二特別調査室長）衆議院調査局調査員　森　源二

願により本職を免ずる

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀

国際部長事務代理を免ずる

秘書課長事務取扱を免ずる（以上七月三十一日）

参議院

議事日程

八月一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和七年八月一日（金曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

第二　議長辞任の件

第三　副議長の選挙

第四　常任委員の選任

第五　常任委員長の選挙

第六　憲法審査会委員の選任

第七　情報監視審査会委員の選任

第八　政治倫理審査会委員の選任

第九　会期の件

人事異動

内閣

（名古屋簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　武長　信次

（福岡簡易裁判所判事）同　幅吉　文雄

（行橋簡易裁判所判事）同　上甲　俊夫

願に依り本官を免ずる（各通）

（千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・千葉簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　澤田　順子

（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・岡崎簡易裁判所判事）裁判所判事　山下　真吾

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上七月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ベトナムの国祭日につき、七月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第20号

人事院は、人事院規則８―12（職員の任免）第18条第１項第４号の規定に基づき、平成26年人事院公示第13号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年８月４日　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　規則第18条第１項第４号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。	2　規則第18条第１項第４号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職	二　主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第６条第１項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第３条第２項第３号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職	⑵　情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第９条第１項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第３条第２項第３号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職
⑶・⑷　（略）	⑶・⑷　（略）
三　（略）	三　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）

2　この決定による改正は、令和７年８月４日から効力を発生する。

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年８月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	１号	八幡市戸津蟻尻６番３から同市戸津中代46番１までの上下線

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年８月４日

四国地方整備局長　豊口　佳之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	192号	徳島市鮎喰町２丁目81番８地先から同市庄町４丁目11番２までの上下線

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人彦坂孝孔は願により公証人を免ぜられた。

鈴木啓文は公証人に任命され、東京法務局所属公証人彦坂孝孔の後任を命ぜられた。（以上七月二十三日）（法務省）

通　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和七年八月四日

海難審判所長　横井　幸治

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二六四八	近藤　悦広	七・四・一一
二六四九	岡本　泰士	〃・〃・〃
二六五〇	高岡　純	〃・〃・二三
二六五一	石原　卓治	〃・五・一五
二六五二	山田　卓	〃・〃・〃
二六五三	野平　康博	〃・〃・〃
二六五四	西　選子	〃・〃・二〇
二六五五	伊藤　俊介	〃・〃・〃
二六五六	洲桃麻由子	〃・六・一〇
二六五七	大島　政憲	〃・〃・一六
二六五八	西田　隆二	〃・〃・〃
二六五九	山本　剛史	〃・〃・〃
二六六〇	中村　智広	〃・〃・三〇

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二六一一	中山　碩	七・六・三〇	申請

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年６月３日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　攝津電機工業株式会社　賀内　一彦　大阪府箕面市稲６－２－１　国土交通大臣許可（特－４）第20034号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年６月19日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社北前建設　北前　雅弘　兵庫県神戸市垂水区神和台３－８－２　国土交通大臣許可（般－６）第27594号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年６月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社平山電機興業　代表清算人　平山　茂樹　奈良県高市郡明日香村岡1153　国土交通大臣許可（般－５）第27399号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告
公示催告
失踪に関する届出の催告
失踪宣告取消
破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号

岩手県花巻市中根子字駒込15番地１
清算株式会社　株式会社拓三建設
代表清算人　寺澤　　悟
１　決定年月日　令和７年７月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（ヒ）第４号

静岡県浜松市中央区材木町38番地
清算株式会社　株式会社ティー・アール・シー
代表清算人　森田　豪丈
１　決定年月日　令和７年７月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２００６号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ノビタキ
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２００７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社サンスイ
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０１７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社しまだ
1　決定年月日　令和７年７月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
福井県敦賀市公文名４号31番地
清算株式会社　株式会社ＤＳＫ
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（ヒ）第９号
京都市伏見区深草稲荷御前町68
清算株式会社　株式会社伍八山椒堂
1　決定年月日　令和７年７月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第１０号
京都市伏見区深草稲荷御前町68
清算株式会社　株式会社伍八堂フードシステム
1　決定年月日　令和７年７月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第２号
熊本市中央区水前寺１丁目14番16号
清算株式会社　株式会社ＡＴ清算会社
1　決定年月日　令和７年７月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２５号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　株式会社ＤＡ
代表清算人　永登　和夫
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更
協定債権（以下、当該債権に係る債権者を「本協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
株式会社ＤＡ（以下「会社」という）が本協定債権者に対し負担している令和６年11月６日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。
⑵　本協定債権者に対する弁済
会社は、本協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。ただし、本協定の認可決定確定日において、一般の優先権のある債権及び特別清算の手続のために会社に対して生じた債権が存在する場合は、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金額からこれらの債権額を控除した後の残額を弁済する。
⑶　本協定債権者による債務免除
本協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社が本協定債権者に対して負担するその余の債務を免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合においては、前記⑶の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　本協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（ヒ）第１０１１号
愛知県津島市百島町字観音坊34番
清算株式会社　塚本商店株式会社
代表清算人　塚本　悦生
1　決定年月日　令和７年７月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の定義
令和６年２月28日までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする（令和６年２月28日以降の利息・損害金は除く）。
2　清算株式会社が各協定債権者に対して有する債務
各協定債権者の協定債権額は、別紙のとおりであることを確認する。
3　清算株式会社が塚本悦生及び塚本玲子に対して有する債務
協定債権者塚本悦生及び塚本玲子は、本協定の認可が確定することを条件として、協定債権をすべて免除する。
4　弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、協定債権者塚本悦生及び塚本玲子を除く各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙の配当額記載の金員（協定債権額の4.4868492％）を弁済する。
⑵　前号の弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑶　各協定債権者は、第１号の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
5　新たな財産の発見
前項⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

独立行政法人国立印刷局公告

独立行政法人国立印刷局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年８月４日

独立行政法人国立印刷局
理事長　河村　直樹

栗林　淳
独立行政法人国立印刷局理事に任命する
（令和７年８月１日）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　北海道新聞
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　二十五頁
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年八月四日
北海道旭川市工業団地一条一丁目三番二号
（甲）正和電工株式会社
代表取締役　橘井　敏弘
東京都世田谷区桜丘五丁目四八番一六号
（乙）正和電工株式会社
代表取締役　石井　信好

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二二頁（号外第一六九号）
令和七年八月四日
青森県八戸市大字長苗代字上中坪一二番地一
（甲）若野ホンダ販売株式会社
代表取締役　若野　智
青森県八戸市大字長苗代字上中坪一二番一
（乙）株式会社ワカノビジネスサービス
代表取締役　若野　智

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。また、この合併に伴い、甲はその商号を株式会社ホンダカーズみちのくと変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二二頁（号外第一六九号）
令和七年八月四日
青森県八戸市城下四丁目二一番一五号
（甲）株式会社ホンダ四輪販売八戸
代表取締役　田口　正弘
青森県五所川原市中央六丁目四八番地
（乙）株式会社ホンダセンターナリコー
代表取締役　清藤　繁光
青森県八戸市大字長苗代字上中坪一二番地一
（丙）若野ホンダ販売株式会社
代表取締役　若野　智

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　一〇三頁（号外第一三五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　九十二頁（号外第一三五号）

令和七年八月四日
福井市毛矢一丁目六番二三号
（甲）興和江守株式会社
代表取締役　岩佐　大秀
福井市毛矢一丁目六番二三号
（乙）北陸カラー株式会社
代表取締役　**片山**　博陽

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＧＭＯリサーチ＆ＡＩ株式会社（乙、住所東京都渋谷区桜丘町二六番一号）の営む一切の事業（但し、乙が株式を保有する会社の事業活動の管理及びグループ運営に関する事業を除く。）に関する権利義務を承継することにいたしました。

また甲及び乙は、本件吸収分割の効力発生日である令和七年十月一日付で、乙はＧＭＯプロダクトプラットフォーム株式会社に、甲はＧＭＯリサーチ＆ＡＩ株式会社に、それぞれ商号を変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年八月四日
東京都渋谷区桜丘町二六番一号
ＧＭＯリサーチ＆ＡＩ分割準備株式会社
代表取締役　細川　慎一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｍｅｇｕｒｕ Ｐｌｕｓとします。

効力発生日は令和七年十月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年七月三十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月四日
千葉県船橋市高野台五丁目一九番九号
合同会社Ｍｅｇｕｒｕ Ｐｌｕｓ
代表社員　小沼健太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月四日
東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬ Ｄ．七階
合同会社Ｒｅ・Ｌａｂ
代表社員　秋本　沙璃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月四日
東京都足立区綾瀬三丁目二一番一三号
合同会社イロアス
代表社員　吉田　正一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月四日
東京都豊島区巣鴨一丁目一七番八号Ｂ一
オーライジャパン東京運転代行合同会社
代表社員　菱木　克昌

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月四日
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木六五八番地九
合同会社Ｍｉｄｏｒｉｃｈ
代表社員　水落　香織

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月四日
東京都港区高輪二丁目一五番三一―三〇九号
Ｓｅｌｆ合同会社
代表社員　冨山　隆道

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月四日
福岡市西区石丸三丁目一二番一八号
合同会社よすけ
代表社員　岡　理恵

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月十八日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年八月四日
埼玉県新座市栄五丁目四番四号
株式会社レントケア
代表取締役　畑中　隆幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百七十五万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月九日であり、株主総会の決議は、令和七年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月十日
掲載頁　一〇一頁（号外第二十七号）

令和七年八月四日
東京都品川区東五反田三丁目二〇番一四号
株式会社ＮｅｘｔＮｉｎｊａ
代表取締役　山峡　聖幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月四日
新潟県長岡市石動南町一五番地二
株式会社ホットスタッフ長岡
代表取締役　大村　裕輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月四日
京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町二九三番地一堀川通四条ビル三〇一号室
株式会社ホットスタッフ四条
代表取締役　髙杉　佳樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億九百五十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇二頁（号外第八十一号）
令和七年八月四日
東京都中央区日本橋小舟町八番六号
株式会社Ｅｐｓｉｌｏｎ Ｍｅｄｉｃａｌ
代表取締役　松丸　祐司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百六十一万円、資本準備金の額を六千八百七十一万円減少し、それぞれ三千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十日であり、株主総会の決議は令和七年八月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　八十一頁（号外第一六二号）

令和七年八月四日

札幌市中央区北五条西五丁目七番ｓａｐｐｏｒｏ五五ビル三Ｆ小樽商科大学札幌サテライト内

株式会社上川大雪

代表取締役　塚原　敏夫

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月十九日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年九月三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年八月四日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三三番五号

株式会社トーシンパートナーズホールディングス

代表取締役社長　千代谷直之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。なお、効力発生日は令和七年八月二十日です。

令和七年八月四日

福岡市東区みなと香椎三丁目一番一号

株式会社サンリッチ福岡

代表取締役　高野　哲

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月四日

栃木県鹿沼市上野町二八一番地四

鹿沼ケーブルテレビ株式会社

代表取締役　田濤　広行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月四日

愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号

ナゴヤシッピング株式会社

代表取締役社長　野々部洋史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月四日

名古屋市港区入船二丁目四番六号

名古屋船舶株式会社

代表取締役社長　林　秀樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/dp9xuidt/

令和七年八月四日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

エイパック・ワン特定目的会社

取締役　アルバート・スギアント

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和七年八月四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス３特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十一万八千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年九月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス３特定目的会社

取締役　髙山　知也

取消公告

令和七年七月二十四日（号外第一六九号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年八月四日

岩手県遠野市青笹町糠前九地割四番地四

有限会社荒川産業

代表取締役　荒川　昭子

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年六月二十四日（号外第百四十号）公布財務省令第五十六号（外国為替に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一一	一	終りから一二	二五三度五四分五九秒	二四九度六分四四秒
〃	〃	五	行ったとき	行ったとき
令和七年六月二十四日（号外第百四十号）公布財務省令第五十五号（外国為替に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
〃	〃	四三	改正後欄 行ったとき 改正前欄 行ったとき	
令和七年六月二十四日（号外第百四十号）公布財務省令第五十五号（外国為替に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
〃	〃	五〇	改正後欄 二 改正前欄 六	六
平成二十一年七月二十四日国土交通省告示第七百九十六号（砂防法第二条の土地を指定する件）（原稿誤り）				
〃	一一	終りから一二	二五三度五四分五九秒	二四九度六分四四秒
〃	〃	一	八九二・四三二	一二一〇・九一一
〃	〃	三	〃	一三度五一分五一秒	一九三度五一分五一秒
〃	〃	〃	二三六・二二六	三六・二二五
〃	〃	〃	三三七度	二一七度
〃	〃	〃	五九七度	二七七度
〃	〃	〃	七一九三度五四分三四秒	一三度五四分三六秒
〃	〃	〃	九二四九度	六九度
〃	〃	一一	一一〇度五三分一一秒	一九〇度五三分九秒
〃	〃	一三	七度三三分五秒	一八七度三二分五九秒
〃	〃	一四	三・八五〇	三・八五一
〃	〃	一五	三五八度五分九秒	一七八度四分四六秒
〃	〃	一七	三四七度三八分四四秒	一六七度三九分〇秒
〃	〃	一八	六・四八七	六・四八八
令和七年七月十五日官庁報告欄法務省告示配第五十八号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
六ページ二段一五行目から一六行目までを削除する。				